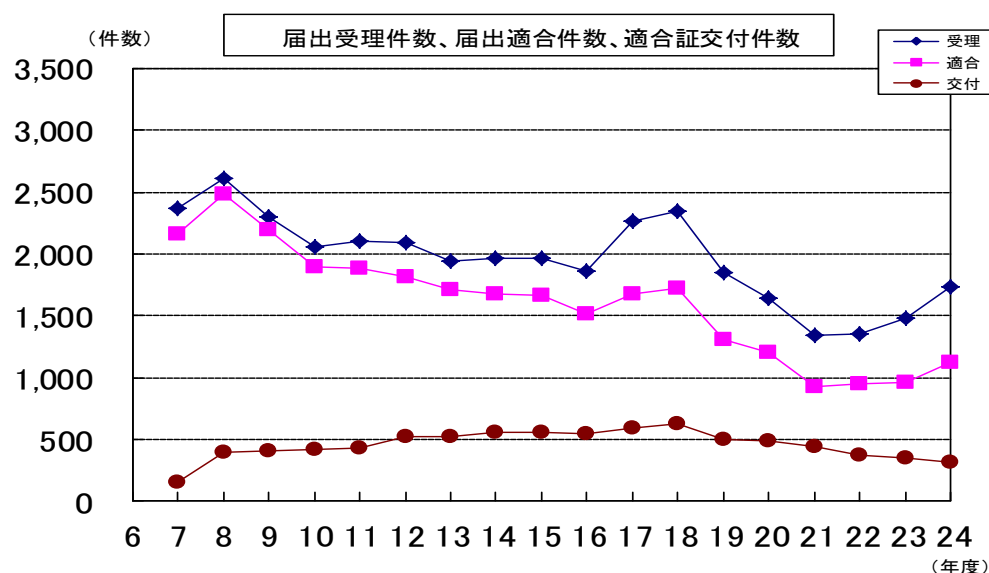


## 平成24年度人にやさしい街づくりの推進に関する取組実績について

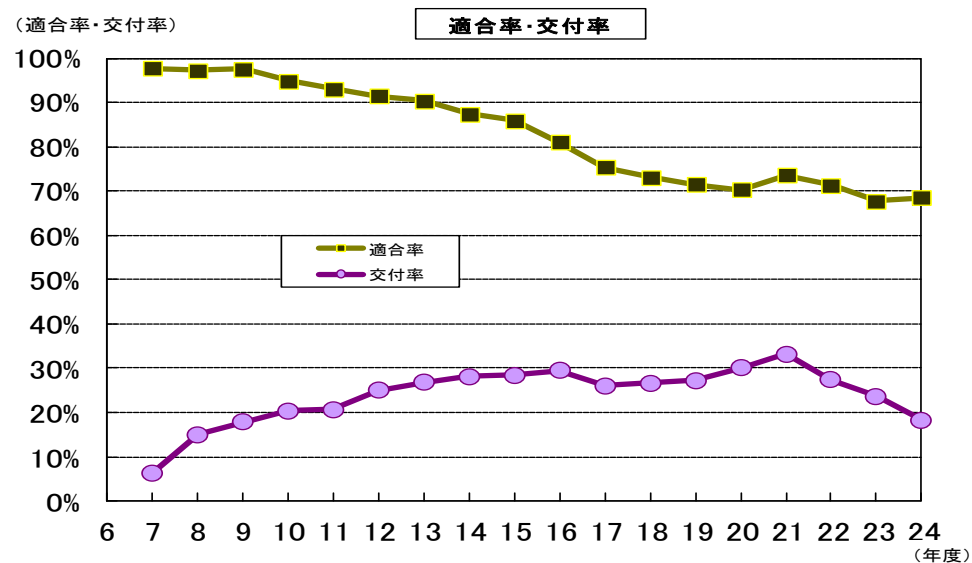
### 1 条例に基づく届出・指導助言

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、不特定多数の人が利用する建築物や公共施設等の新築や増築を行う際は、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするための整備計画の届出を義務づけ、整備基準に適合するよう指導・助言を行っています。また、整備基準に適合した施設には申し出により適合証を交付しています。

なお、平成24年度の整備計画届出件数は、1,740件と前年度より17.2%の増加、また、整備基準適合件数は、1,119件と前年度より16.3%の増加、適合証交付件数は、319件と前年度より9.3%減少となっております。(下記グラフ参照)



整備計画の適合率は前年度に比べて、0.9%の増加、また、適合証交付率は5.4%減少となりました。



近年、整備計画届出件数の減少や整備計画適合率の低下等の傾向が見られるため、24年度から以下の取組を実施しました。

#### (1) 届出義務の周知

県内の主たる民間確認検査機関に対して、建築確認時に届出の啓発が図られるよう協力要請を行い、届出啓発のためのチラシを窓口に置いてもらい周知を図りました。

#### (2) 未届出事業者への督促

平成24年度から、建築確認が下りた特定施設の届出状況を確認し、未届出施設について督促を行いました。県は4月分より事業者に対して書面での督促を実施、また、事務処理市においても9月分より設計者に対して電話にて督促を実施し、その結果については、以下の表のとおりです。

##### 【督促の結果】

団体名	督促数 ※1	督促により提出された届出数※2	督促による届出率	備考
愛知県	43	18	41.9%	文書による督促 電話による督促
名古屋市	42	17	40.5%	
豊橋市	13	7	53.8%	
岡崎市	18	9	50.0%	
一宮市	9	7	77.8%	
春日井市	9	7	77.8%	
豊田市	22	5	22.7%	

※1 督促数について

【愛知県】：平成24年4月1日から9月30日に確認済証が交付された建築物のうち、届出されていない特定施設で工事完了予定日以前のものについて督促をした件数（3ヶ月単位で、それぞれに2回は督促を実施）

【事務処理市】：平成24年9月5日から平成25年1月15日までに各市が確認済証を交付した建築物及び各市へ確認審査報告書が送付された建築物のうち、届出されていない特定施設について督促をした件数

※2 督促により提出された届出数

【愛知県】：督促した特定施設のうち、平成24年10月19日から平成24年12月までに届出された件数

【事務処理市】：督促した特定施設のうち、平成24年9月5日から平成25年1月15日までに届出された件数

#### (3) 不適合施設事業者への通知（県は4月分から、事務処理市は9月分から添付）

整備基準に適合していない特定施設の事業者に対して、届出書の不適合通知書にチラシを添付しました。併せて不適合事業者に対して、直接不適合の内容を通知することとし、不適合物件であり、条例違反でもあることを認識させることとしました。

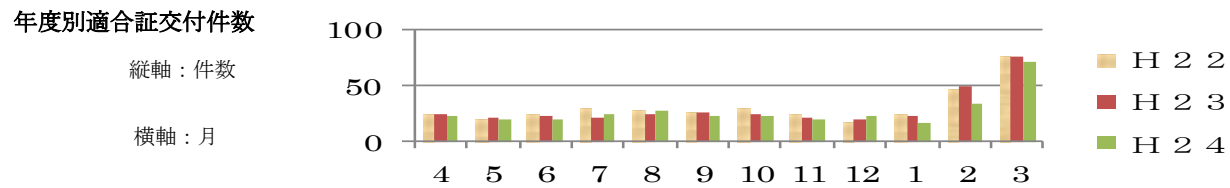
**(4) 解説書見直し作業**

「改訂第二版 愛知県 人にやさしい街づくり」(平成17年度発行)は、事業者又は設計等を行う実務者の方などが、施設整備を行う際の設計の手引書となるものであるが、第二版発行後8年が経過し基準及び内容等も古くなってきており、改訂のための見直し作業を実施しました。

写真による参考事例の掲載、Q&Aの充実、24年度条例施行規則改正についても掲載し、よりわかりやすい解説書としました。(平成25年度6月に改訂第三版を発行予定)

**(5) 取組の効果**

平成24年度の整備計画届出件数は、昨年度に比べ255件の増加となっていますが、月別の件数を見ますと上半期(4月~9月)が36件の増加に対して、下半期(10月~3月)は219件の増加となっており、やはり督促による効果及び民間確認機関への啓発効果があったものと思われまます。なお、適合証交付件数の減少については、例年と比較して年度末の建物竣工が多い時期の件数の減少が影響していると思われまます。



**2 施設整備における意見聴取・反映**

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」第11条の2に基づき、特定施設の新築等を行う際に、整備基準に適合させるための措置について、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならないと規定しており、意見聴取・反映の具体的な手引書として、平成20年度に「人にやさしい街づくりに活かす高齢者、障害者等の意見反映手引書(案)」を作成しました。

なお、平成24年度につきましては、9月19日に愛知県豊田警察署、2月14日に愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園の意見聴取・反映が実施され、当課も参加しました。

**3 人材育成・広報普及**

**(1) 人にやさしい街づくり地域セミナー**(平成24年度予算 504千円)

県民への教育・普及啓発と市町村の取り組み支援の一環として、市町村と共催で、県内各地で、その地域にあった内容のセミナーを平成8年度から開催しています。

なお、平成24年度は、以下の3市で開催しました。

**【24年度実績】**

開催月日	開催市	テーマ
10月27日(土)	春日井市	支え合い 助け合う 地域をめざして
12月1日(土)	豊田市	体験をとおして考える、街のなかのバリア
12月2日(日)	新城市	発達障がいを知り、人にやさしい街づくりを考える

**(2) 人にやさしい街づくり賞**(平成24年度予算 1,424千円)

県内各地で、様々な人にやさしい街づくりの取り組みが行われるよう、人にやさしい街づくりの中で創り出される「もの」とそこでの「活動」がうまく一緒になった取り組みなどを表彰し、その取り組みを広く一般県民の方にお知らせしています。平成7年度に第1回を開催して、平成24年度で第18回目を迎えました。

なお、平成24年度は、応募件数が30件あり、以下の5件を表彰しました。

**【24年度受賞】**

賞の区分	受賞団体名	
特別賞	株式会社 チックトラベルセンター	ハートTOハート (活動)
特別賞	J Aあぐりタウン げんきの郷	すくすくヶ丘 (もの)
賞	岡崎図書館交流プラザ	(活動)
賞	Ponte Cafe 匠	(もの)
賞	めだかの学校	(もの)

**(3) 出前講座**

「人にやさしい街づくり」を学び「心のバリアフリー」を育むため、県内小学校に県職員が出向き、車いす体験や普及啓発ビデオの鑑賞、グループによる感想の発表などの授業を行います。

平成24年度は、安城市立志貴小学校(車いす体験、グループによる感想の発表)、豊川市立小坂井東小学校(疑似体験、グループによる感想の発表)の2校4クラスで実施しました。

**4 バリアフリー法における基準の条例委任等への対応**

**(1) バリアフリー法における基準の条例委任**

平成23年8月30日に公布された第2次地方分権一括法により、バリアフリー法において主務省令で定められていた道路、特定公園施設、信号機等に関する3つの基準が条例委任されました。

- ・移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年10月16日条例公布及び同日施行)
- ・移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成24年10月16日条例公布及び同日施行)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定める条例(平成24年3月27日条例公布、同年4月1日施行)

**(2) 条例施行規則一部改正**

国の動向等を勘案して、人にやさしい街づくりの推進に関する整備基準等について検討を行い、平成25年3月29日に条例施行規則の一部改正を公布、同年7月1日に施行。(一部4月1日施行)

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準：平成24年7月改訂
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン：平成24年3月改訂